

配水管布設等の受託工事における事務取扱要領

(主旨)

第1条 この要領は、公共補償基準要綱（昭和42年2月21日閣議決定）及び公共補償基準要綱の運用申し合わせ（昭和42年用地対策連絡会）に基づき、浜松市水道事業以外の公共の事業及び施策又は民間が行う開発行為等に伴い、浜松市が管理する上水道管（導水管、送水管、配水管）及びその付属施設（以下「配水管等」という。）の布設、改良又は移設等の工事の施工を依頼してきた者（以下「依頼者」という。）に対して、浜松市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が受託した場合の事務の取扱いについて必要な事項を定める。

(工事の手続き)

第2条 管理者は、工事を依頼されたときは、依頼者に対して、当該工事の施工に遺漏のないよう必要な事項に関する説明を求めると共に、図面その他必要な資料を添えた依頼文書を提出させるものとする。

2 管理者は前項で依頼を受けた工事について、工事内容、期限及び費用等について依頼者と協議のうえ、回答するものとする。

(費用の負担)

第3条 管理者は、工事の施工に必要な次の各号に掲げる費用（以下「負担金」という。）について負担させるものとする。ただし、管理者は法令等の規定その他特別の理由があると認めるときは、負担金を免除することができる。

- (1) 工事請負費
- (2) 材料費
- (3) 事務費

2 前項第1号及び第2号に掲げる経費については、平成28年4月14日付上下水道総務課経営企画担当課長通知「公共事業の施行に伴う公共補償の取扱いについて」に基づき、既存施設の財産価値を適切に反映させた金額を算出するものとする。

3 第1項各号に掲げる経費のうち、第1号及び第2号は、実費により算出した金額とし、事務費は第1号と第2号を合計した金額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、第2号から第5号までに掲げる区分に応じて算出される事務費において、直近下位の最高額に満た

ない場合については、その最高額を上限として増額できるものとする。

(1) 合計額が	1,000万円以下	5.5%
(2) 合計額が	1,000万円を超え3,000万円以下	3.5%
(3) 合計額が	3,000万円を超え3億円以下	2.5%
(4) 合計額が	3億円を超え20億円以下	2.0%
(5) 合計額が	20億円超	1.5%

4 事務費は、受託に伴う設計、積算、監督及びその他の事務に要する費用に充てるものとする。

(移転補償契約)

第4条 管理者は、前条による費用負担が生じる場合は、依頼者に対して契約関係書類の提出を求め、移転補償契約を締結するものとする。

(工事の内容の変更等)

第5条 管理者は、負担金の増減を伴う工事内容の変更をする必要が生じたときは、事前に依頼者の承認を得るものとする。ただし、当該工事の施工過程で事故その他緊急に措置する必要が生じて、事前に承認を得ることができないときは、事後速やかに依頼者に対してその結果を報告するものとする。なお、管理者は、依頼者が作成する変更契約関係書類に基づき、移転補償に係る変更契約を締結するものとする。

(工事完成報告)

第6条 管理者は、工事が完成したときは、完成検査結果の書面を添えて、依頼者にその旨を報告するものとする。

(負担金の精算)

第7条 負担金の精算は、前条による工事完成報告後、年度ごとに依頼を受けたそれぞれの工事について、第3条に規定した経費の区分に従って行うものとする。管理者は、負担金を精算するときは、当該負担金の精算額について、依頼者に対して納入期日を定めて支払いの請求をするものとする。

(施設の管理)

第8条 工事完成後の配水管等は、管理者に帰属するものとし事後の維持管理の責めは、管理者が負うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めない事項が生じたときは、浜松市上下水道部建設工事執行規程その他関係例規の規定によるほか、管理者が定める。

附則

この要領は、昭和54年12月1日から施行する。

附則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。